

## 様式第2号（第7条関係）

## 処分基準整理票

処分の内容	火薬類の貯蔵の技術上の基準の適合命令			
根拠法令及び条項	火薬類取締法第11条第3項			
処分基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第6条において準用する第4条第2項第1号に該当）			
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第1号に該当）			
	<b>【内容】</b> （※処分基準を公表する場合のみ記載すること。） 処分基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない。 （貯蔵） <b>第十一條</b> 3 都道府県知事は、火薬類の貯蔵が、前項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、貯蔵者に対し、技術上の基準に従つて火薬類を貯蔵すべきことを命ずることができる。			
	処分基準設定年月日	令和6年 3月21日	処分基準最終変更年月日	年 月 日
	所管部署	消防本部 予防課		
備考				

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定しそくされているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。